

民間自主規格「電気自動車への充電用電気設備の設計・施工ガイド」の制定及び
「発電用ガスタービン規程」の改定の審議について

日電規委 25 第 0002 号
平成 25 年 4 月 30 日
日本電気技術規格委員会幹事

日本電気技術規格委員会は、民間自主規格「電気自動車への充電用電気設備の設計・施工ガイド」の制定および「発電用ガスタービン規程」(JESC T0004)の改定について平成 25 年 6 月の委員会で審議・評価することを予定しておりますので、お知らせいたします。ご意見のある方は理由を付して文書でご提出ください。

1. 件名

- (1) 「電気自動車への充電用電気設備の設計・施工ガイド」の制定について
- (2) 「発電用ガスタービン規程」(JESC T0004)の改定について

2. 案件の趣旨, 目的, 内容等について

- (1) 「電気自動車への充電用電気設備の設計・施工ガイド」の制定について

a. 制定を要請した委員会

個別施設設備専門部会(事務局: 一般社団法人電気設備学会)

b. 制定の趣旨, 目的, 内容等

電気自動車の普及は、地球環境問題の解決策として重要な課題です。普及促進のためには、電気自動車への充電インフラの整備が重要となってきます。

しかしながら、電気自動車への充電用電気設備を設計・施工する為の規格・基準及びガイドなどが分かりやすくまとまった形では整備体系化されていません。そのことを受け、必要な技術要件の整理を行い、「電気自動車への充電用電気設備の設計・施工ガイド」の作成を行いました。

本ガイドを作成する上では、電気設備の電路の保護や施工の際の注意点などの検討を行いました。その際に、関係方面で現在検討されているものも含め、関係する法令や技術基準の内容が明確にされていないため、それらを補完する形で本ガイドを作成しましたので、規格として制定するものです。

- (2) 民間自主規格「発電用ガスタービン規程」(JESC T0004)の改定について

a. 改正案を要請した委員会

火力専門部会(事務局: 一般社団法人日本電気協会)

b. 改正案の趣旨, 目的, 内容等

「発電用ガスタービン規程」は、発電用火力設備に使用する発電用開放サイクルタービン並びにこれらの附属設備に適用する民間自主規格です。そのため、

非常用予備発電装置として使用されるガスタービンは対象外です。

今回の改定は、前回、2007年の改定から5年が経過したため、最新のガスタービン設備技術並びに知見等を確認し、必要な技術的事項を盛り込むためのものです。また、関連する最新法令・規格等を反映し、整合を取ることを目的の改正を行うものです。

3. 改正要請の提出予定

自主規格のため国へ改正要請は行わない。

4. 問い合わせ先・関連資料入手先・意見提出先

下記に示す問い合わせ先で、関連資料の閲覧が可能です。資料を電子データで送付することもできます。また、郵送による資料の送付も行っていますので、その際はお問い合わせください

ただし、郵送をご希望の場合、複写代及び郵送料については実費をご負担願います。

(問い合わせ先、意見提出先)

日本電気技術規格委員会 事務局 ((社)日本電気協会内)

電 話 : 03-3216-0553 (内線 269)

F A X : 03-3214-6005

E-mail : JESC の HP (<http://www.jesc.gr.jp>) の「お問い合わせ」フォームから、お願い致します。

所在地 : 〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-7-1 有楽町電気ビルヂング北館 4F

5. 意見提出期間

受付開始日 : 平成 25 年 5 月 7 日 (火)

受付終了日 : 平成 25 年 6 月 7 日 (金)

6. 注意事項

ご意見は、氏名・連絡先(住所、電話番号、FAX 又は電子メールアドレス)を明記し、書面若しくは電子メールにてご提出下さるようお願いいたします。

また、いただきましたご意見等につきましては、連絡先を除き、ご意見の要約又はすべてが公開される可能性があることをご了承下さい。

備考 : 日本電気技術規格委員会は、電気事業法の審査基準に引用されるような民間規格・基準等を審議、承認する公正・中立な民間規格評価機関として平成 9 年に設立された委員会で、上記案件は、委員会の規約に基づいて公表するものです。